

令和3年度一般廃棄物処理実施計画

<ごみ処理実施計画>

第1 一般廃棄物の処理量（搬入量）の実績と見込み（※資源化物も処理量に含む）

（単位：t）

	令和元年度（実績）	令和2年度（見込み）	令和3年度（目標）*
家庭系一般廃棄物	73,481	75,900	68,370
事業系一般廃棄物	35,063	32,200	29,854
合計	108,545	108,100	98,224

* 吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画の策定を令和3年度に延期したため、現計画最終年度の令和2年度の目標値を使用している。

第2 循環型社会の構築を目指して

1 令和2年度の主な減量方策と実績

- (1) 再生資源集団回収実施団体に対して報償金の支給
実施団体448団体、回収量6,845,922kg、報償金47,921,454円
（令和元年度から、実施団体8団体減、回収量701,789kg減、報償金4,912,523円減）
- (2) 一般市民に対し、講習会や環境施設見学会の実施
食品ロス削減講習会1回、ごみ減量・再資源化講習会0回、環境施設見学会0回
- (3) 吹田市廃棄物減量等推進員に対し、研修会や環境施設見学会の実施
全体会1回、環境施設見学会0回、総会1回
- (4) 吹田市ごみ減量再資源化推進会議を2回開催
- (5) 北摂地域共通マイバッグキャンペーンは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止、代替案として7市3町の広報誌において同時啓発の実施
- (6) 市内14箇所家庭系廃食用油の拠点回収の実施
回収見込量6.43t
- (7) すいたエコイベント宣言をした団体は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により0団体
- (8) 多量排出占有者203者に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出の依頼
- (9) 多量排出占有者等に対し、研修会を1回開催
- (10) 持ち去り行為者に対して早朝パトロールを行い、行為者を見かけた際に指導等の実施、持ち去り行為の抑制のため、吹田警察署と連携した合同パトロール等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止
- (11) 事業者に対し、事業系一般廃棄物の分別指導及び再生可能な紙類等の資源化指導の実施
- (12) 資源循環エネルギーセンターに搬入される事業系一般廃棄物の検査及び適正搬入の指導の実施
- (13) 公共施設のごみ排出量の把握や分別方法等の指導の実施、市役所本庁舎の燃焼ごみ排出状況調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
- (14) 市内の全小学校へ、ごみ収集車を派遣し、出前講座やごみの投入体験等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため全て中止

(15) フードドライブを2回実施

(1回目) 市民から249kg、事業者から381kg (2回目) 市民から222kg、事業者から602kg

2 令和3年度の減量目標

※吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画の策定を令和3年度に延期したため、現計画最終年度の令和2年度の目標値を使用している。

(1) 減量目標

<ごみ発生量、自主的資源化量>

	令和3年度	令和元年度
発生抑制後のごみ発生量① (t)	128,952	
家庭系ごみ①' (t)	79,065	
事業系ごみ①" (t)	49,887	
自主的な資源化量(集団回収を含まない)② (t)	20,215	
家庭系ごみ(店頭回収、生ごみたい肥化等)②' (t)	182	
事業系ごみ(古紙の資源化等)②" (t)	20,033	
事業系不燃ごみ他③ (t)	0	

<減量目標 -ごみ排出量->

集団回収量④ (t)	10,513	7,548
(市民1人1日当たり) (g)	75	55
計画処理量⑤=①-②-③-④ (t)	98,224	
(市民1人1日当たり) (g)	702.7	
家庭系ごみ⑤' (t)	68,370	
(市民1人1日当たり) (g)	489.1	
事業系ごみ⑤" (t)	29,854	
(市民1人1日当たり) (g)	213.6	
ごみ排出量⑥=④+⑤ (t)	108,737	116,092
(市民1人1日当たり) (g)	778	850
★減量目標(平成22年度実績*からの削減率) (%)	10.7	4.7
(平成22年度実績-⑥)÷平成22年度実績×100		
家庭系ごみ⑥' (t)	78,883	81,029
事業系ごみ⑥" (t)	29,854	35,063

※平成22年度実績 121,817 t 949 g/人日

<資源化率>

集団回収量④ (t)	10,513	7,548
市による資源化量⑦ (t)	15,601	10,290
(市民1人1日当たり) (g)	112	75
破砕選別工場での資源化*⑦' (t)	9,040	8,097
資源循環エネルギーセンターでの資源化⑦" (t)	6,561	2,179
資源化量⑧=④+⑦ (t)	26,114	17,824
(市民1人1日当たり) (g)	187	131
★資源化率(⑧/⑥) (%)	24.0	15.4

※資源循環エネルギーセンター回収ボックス分を含む

(2) 減量及び資源化率の目標達成後の計画焼却処理量、埋立処分量

焼却処理量 ⑨ (t)	89,188	100,434
-------------	--------	---------

埋立処分量 ⑩	(t)	2,957	9,444
---------	-----	-------	-------

3 目標達成に向けた令和3年度の主な減量方策

(1) 市民、事業者、行政の三者協働による発生抑制の取組

- ア 市報すいた、ホームページ等の内容の充実
- イ 学習会、セミナー等の内容の充実
- ウ 自治会、廃棄物減量等推進員と連携して啓発活動及び情報提供活動の充実
- エ 生ごみのたい肥化、手付かず食品や食べ残しの削減、フードドライブ活動の普及、水切り徹底等に関する啓発や情報提供の充実
- オ 吹田市ごみ減量再資源化推進会議において、市民、事業者、行政で連携した食品ロス削減の取組の展開
- カ 「ごみの減量・資源化について」の出前講座等の地域環境学習活動の支援の充実
- キ 資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場等の見学会の実施
- ク 教育委員会や学校との連携を強化し、ごみ収集車を派遣して、出前講座やごみ投入体験等の実施、ごみ処理施設見学会の実施
- ケ 小学校給食の残渣の減量に向けた環境学習プログラムの導入支援
- コ (公財)千里リサイクルプラザ、同研究所との連携強化
- サ 北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定を基に、マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進
- シ 使い捨てプラスチック製品等を始めとする全ての使い捨て製品の削減に向け、市民、事業者と連携
- ス 吹田商工会議所と連携し、事業所向けに啓発活動及び情報提供活動の充実
- セ 吹田商工会議所等との連携による古紙等共同回収事業等、小規模事業者の古紙等の資源化推進を促す仕組みの検討

(2) 地域における減量活動の活性化

- ア 容器包装類の販売店自主回収及びペットボトルの拠点回収の促進
- イ 自治会、廃棄物減量等推進員と連携した地域のごみ減量リサイクルの活性化
- ウ 地域のリサイクル活動の活性化に向けた廃棄物減量等推進員制度の内容や役割の見直し
- エ 再生資源集団回収への雑がみ等の排出促進による古紙リサイクルの拡大及び未実施団体や新規マンション等における集団回収実施団体育成
- オ 大規模マンション等における管理組合による古紙回収状況の把握
- カ 新設マンションへの集団回収実施の呼びかけ
- キ 雑がみのリサイクル率向上に向けた情報提供及び啓発
- ク 講習会の開催やフードドライブの実施等による食品ロスの削減
- ケ 再生資源事業者との情報交換を行い、集団回収の促進等リサイクルシステムの安定化
- コ 家庭系廃食用油の回収拠点を拡大し、回収量の増加
- サ 資源物の持ち去り防止パトロールに加え、吹田警察署と連携した合同パトロール等による持ち去り行為の抑制
- シ 市内大学における廃棄物管理システムづくりの支援

ス 他市と連携し、公共関与による広域的最終処分場（3期計画）の整備や運用を国及び府へ要望

(3) 事業系一般廃棄物減量対策

ア 資源循環エネルギーセンターに搬入される事業系一般廃棄物の検査、適正搬入の指導強化及び古紙類等の回収箱による回収

イ 毎月2トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出占有者」という。）に対し、減量計画書の提出の徹底

ウ 事業者向けの研修会の開催、ごみ減量マニュアルの内容の充実及び事業系一般廃棄物の減量及び資源化の指導

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）へ分別収集を要請、吹田商工会議所等との連携により、小規模事業者への古紙のリサイクル促進

オ 学校等公共施設の厨芥ごみ減量の促進指導

カ 公共施設での紙類等の資源化、公園や街路樹等の剪定枝たい肥化等による減量の促進

キ 市役所本庁舎の燃焼ごみ排出状況調査の実施

第3 計画的な施設整備の推進

- 1 資源循環エネルギーセンターの性能の維持と安全・安定操業を図るため、施設整備を実施する。
- 2 破碎選別工場の長寿命化を図るため、基幹的改良工事を実施する。

第4 収集計画

1 家庭系一般廃棄物

(1) 家庭系一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥等を除く）

以下アからオまでの家庭系一般廃棄物については、所定の場所（ごみ集積場所、ごみステーション及び戸別のごみ排出場所）に、収集日の午前8時までに排出されたものを収集し、カ及びキについては拠点回収とする。

所定の場所については、事業課保管の「ごみ排出場所位置図」によるものとする。なお、必要に応じて、看板又はコンテナ用シールでも表示するものとする。

ア 燃焼ごみ

袋詰め各戸収集を基本とするが、地域の合意があれば別途、共同のごみ集積場所を定める。集合住宅は、ごみ集積場所から収集する。週2回定曜日に収集する。

イ 資源ごみ

かん、びんは専用のコンテナを使用してステーション方式で収集する。

新聞、雑誌類、段ボール、古布類、牛乳パックはステーション方式で収集する。

月2回定曜日に収集する。

ウ 大型複雑ごみ

各戸収集を基本とするが、地域の合意があれば別途、共同のごみ集積場所を定める。集合住宅はごみ集積場所を定める。月1回定曜日に収集する。

エ 小型複雑ごみ

ステーション方式で、月1回定曜日に収集する。

オ 有害危険ごみ

ステーション方式で、専用のコンテナを使用して月1回定曜日に収集する。

カ ペットボトル

ペットボトル（飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプの調味料を充てんしてあったもの）は、吹田市公共施設及び協力店舗に設置する回収用容器を用いて収集する。

キ 家庭系廃食用油

家庭系廃食用油は吹田市公共施設に設置する回収容器を用いて収集する。

ク 臨時収集ごみ

転居及び転出に伴うごみ等、臨時に排出されるごみは、申込みにより別途、有料で収集する。

ケ 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象）

小売店に引取り義務のない製品については申込みにより有料で収集する。

コ パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、製造業者に回収を依頼するように指導する。製造業者が不明な場合は一般社団法人パソコン3R推進協会や協定締結事業者に回収を依頼するように指導する。

サ 死獣

犬、猫、小動物等の死体については、飼い主が不明な場合は無料で収集する。

シ 排出禁止物・適正処理困難物

排出禁止物（爆発、引火、感染等危険性のあるもの、有害性のあるもの（市が収集するものを除く）、著しく悪臭を発するもの等、収集運搬又は処分の妨げになるもの）及び適正処理困難物については、販売店や処理業者で適正処理を行うように指導する。

(2) 排出困難者を支援するための収集

ア 安心サポート収集

要介護認定、障がい者認定を受けている者等を対象者とし、利用申込書を受付後、審査を実施し、可否決定を行う。利用者は12種分別したごみを玄関先に排出し、市職員が週1回収集する。

イ 在宅医療廃棄物収集

吹田市内で在宅医療を受けている者を対象者とし、利用申請書を受付後、面接と現地調査を実施し、利用通知書にて通知する。利用者はごみを玄関先に排出し、市職員が収集する。

(3) し尿・浄化槽汚泥等

ア し尿

2週間に1回、定曜日に収集する。

イ 浄化槽汚泥等

収集運搬業者のうち、浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けた者に依頼して市長が指定する処分地又は中継地に搬入する。

2 事業系一般廃棄物

(1) 事業系一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥等を除く）

事業所、商店等の事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正処理するものとし、燃焼ごみに限り規定の手数料を支払い資源循環エネルギーセンターへ搬入できるものとする。

ア 指導基準第2条に適合した廃棄物

事業系一般廃棄物のうち、資源循環エネルギーセンターの一般廃棄物搬入者に対する指導基準第2条に適合した廃棄物については、資源循環エネルギーセンターの処理能力の範囲内に限り、事業者自ら搬入するか収集運搬業者に依頼して搬入する。

イ 実験動物の死体等

本市域内の事業所が排出する実験動物の死体等の処理については、本市施設内での適正処理が困難であるため、兵庫県河辺郡猪名川町への搬入及び処理を依頼する。

ウ 魚腸骨（魚の骨、あら等）

本市域内の事業所で発生した魚腸骨については、資源循環エネルギーセンターへ搬入するか、全て再生活用を行う施設に搬入する。

(2) し尿・浄化槽汚泥等

ア し尿

2週間に1回、定曜日に収集する。また、臨時に設置される工事現場等の仮設トイレについては、申込により適時収集する。

イ 浄化槽汚泥等

浄化槽汚泥等は、収集運搬業者で浄化槽清掃業許可業者である者に依頼して市長が指定する処分地又は中継地に搬入する。

第5 処理計画

- 1 家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の燃焼ごみの処理については、本市の焼却工場である資源循環エネルギーセンターで焼却する。吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の第27条第1項により、事業系一般廃棄物処理手数料については有料とする。
- 2 家庭から排出される資源ごみ（新聞、雑誌類、段ボール、かん、びん等）、大型複雑ごみ、小型複雑ごみ、有害危険ごみについては、破碎選別工場で資源物と可燃物に分別し、できる限り再資源化する。
- 3 資源循環エネルギーセンターから排出される焼却残灰及び破碎選別工場から排出される不燃物については、大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）により最終処分する。資源循環エネルギーセンターから排出される溶融スラグについては、可能な限り再資源化する方法を検討し、再資源化できなかったものに関しては大阪湾圏域広域処理場整備事業により最終処分する。
- 4 し尿及び浄化槽汚泥等は下水道終末処理場に流注して処理し、条例第27条第1項の規定により処理手数料を徴収する。

第6 計画の進行管理

一般廃棄物処理基本計画は環境審議会で行進管理をする。

<生活排水処理実施計画>

第1 令和元年度の生活排水排出量実績

(単位：kL/年)

し尿	浄化槽汚泥等	自家処理	計
603.54	1,348.88	0	1,952.42

第2 生活排水の処理主体

種類	し尿	浄化槽汚泥等
収集・運搬	委託 1者	許可 19者
処理	下水処理場直接投入処理	下水処理場直接投入処理

第3 生活排水処理実施計画

1 生活排水（水洗便所、し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）処理計画

- (1) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等
計画なし
- (2) コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等
計画なし
- (3) 下水道で処理可能な区域及び人口等（令和元年度末）
吹田市内ほぼ全域（供用開始区域面積 3,476.88ha）
人口 373,618人（全人口の99.9%）

2 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画

- (1) し尿の排出抑制及び資源化
 - ア し尿・浄化槽汚泥等の排出抑制方法
下水道処理を促進するため、工事現場等の収集の臨時申込制の継続
 - イ し尿・浄化槽汚泥等の資源化方法及び量
計画なし
- (2) し尿・浄化槽汚泥等の収集・運搬計画
 - ア 令和元年度の収集・運搬するし尿・浄化槽汚泥等の排出量

(単位：kL/年)

し尿	浄化槽汚泥等	計
603.54	1,348.88	1,952.42

イ し尿・浄化槽汚泥等の収集区域の範囲

市内に点在している対象箇所

ウ し尿・浄化槽汚泥等の収集回数

し尿	浄化槽汚泥等
2週間に1回定曜日収集 臨時申込制	申込制

エ し尿・浄化槽汚泥等の収集方法

各戸収集

オ し尿・浄化槽汚泥等の処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等は、事業課業務グループ庁舎に搬入し、施設内に設置している投入口より、隣接している川面下水処理場の流入渠へ直接流注し処理する。

(3) し尿・浄化槽汚泥等搬入施設

し尿・浄化槽汚泥等搬入施設の名称及び所在地

施設名 事業課業務グループ庁舎

所在地 吹田市川岸町20番1号

(4) 終末処理施設

終末処理施設の名称及び所在地

施設名 川面下水処理場

所在地 吹田市川岸町22番1号